

公益社団法人 日本コンクリート工学会
受託研究委員会規程

令和元年5月22日 制定

(目的)

第1条 この規程は、受託研究制度に則り設置される受託研究委員会（以下「委員会」という。）の組織、職務及び運営等について定める。

(組織)

第2条 委員会は、原則として受託側委員20名以内及び委託側委員をもって組織する。委員は、第3条に定める委員長が指名する。

(委員長、副委員長、幹事)

第3条 委員会に、委員長1名、幹事数名を置く。また、必要に応じ、副委員長1名を置く。
2. 委員長は、委託者の意見を参考に会長が指名する。
3. 副委員長及び幹事は、委員のうちから委員長が指名する。

(任期)

第4条 委員長、副委員長、幹事及び委員の任期は、原則2年とする。
2. 任期途中で交代した委員の任期は、前任者の残りの期間とする。

(職務)

第5条 委員会は、民間企業をはじめ外部団体からの委託を受けて、コンクリート工学上有意義であり、社会へ貢献できる研究課題に関する調査研究業務を行う。

(運営)

第6条 委員会は、委員長が必要の都度招集し、運営に当たる。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、研究委員会が発議し、企画調整会議の議を経て、理事会が決定する。

附 則

1. この規程は、令和元年5月22日から施行する。